

(表面)

写 真 添 付 面	
第	号
職 氏 名	
生年月日	
採石法第42条の規定による立入検査証	
〇〇 年 月 日発行	
有効期間	発行日から市長が解任を命ずるまでの間
広島市長	印

(裏面)

採石法抜すい
<p>第33条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第33条の17、第34条の6及び第42条から第42条の2の2までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。</p> <p>第42条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第44条 左の各号の1に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(4) 第42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>